

(吸収分割承継会社及び吸収分割会社連名)

吸収分割に係る事後開示書面

2020年4月1日

(承継会社)

日水製薬医薬品販売株式会社

代表取締役 佐藤 高輝

(印)



(分割会社)

日水製薬株式会社

代表取締役 小野 徳哉

(印)



上記の承継会社と分割会社は、相互の間で吸収分割を実施したので、会社法第801条及び第791条、会社法施行規則第189条に基づき、共同して、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020年4月1日

2. 承継した権利義務に関する事項

承継会社は、分割会社の診断薬事業の一部である肝臓加水分解物事業※にかかる資産、負債、その他の権利義務、契約上の地位等を承継しました。承継した資産は52百万円であり、負債はありません。

※ 埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼13番地所在の久喜工場における業務は、承継会社に承継される事業にあたりません。

3. 分割会社における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

承継会社は分割会社の完全子会社であり、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

分割会社に対し、株式の買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

分割会社は、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議

分割会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、分割会社は、2020年2月20日付で官報に公告を行うとともに、電子公告にて債権者に対し催告を行いました。

4. 承継会社における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

承継会社は分割会社の完全子会社であり、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

承継会社は分割会社の完全子会社であり、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

承継会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社は、2020年2月20日付で官報に公告を行うとともに、電子公告にて債権者に対し催告を行いました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日

2020年4月1日

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上